

カナダ
意匠法

2018年11月5日最終改正

2018年11月8日現行法

目次

簡略名称

第1条 簡略名称

解釈

第2条 定義

第I部 意匠

登録

第3条 登録簿

第3.1条 明らかな誤り

第4条 意匠登録出願

第5条 登録のための審査

第5.1条 廃止

第6条 出願の拒絶

第7条 登録可能な意匠の条件

第8条 優先日

第8.1条 優先権主張

第8.2条 新規な意匠

第8.3条 公衆の利用に供される出願及び書類

排他権

第9条 排他権

第10条 排他権の存続期間

第11条 ライセンスを受けない意匠の実施

第11.1条 保護に対する制限

所有権

第12条 最初の所有者

移転

第13条 移転可能な意匠

第14条 廃止

侵害訴訟

第 15 条 所有者又はライセンシーによる訴訟

第 15.1 条 裁判所の救済付与権

第 15.2 条 競合裁判管轄権

第 16 条 廃止

第 17 条 抗弁

第 18 条 出訴期限

第 II 部 通則

第 19 条 廃止

第 20 条 廃止

期間の延長

第 21 条 期間延長

更正及び変更に関する手続

第 22 条 連邦裁判所は記入を更正することができる

第 23 条 意匠変更の申請

第 24 条 登録簿の更正

電子的様式及び手段

第 24.1 条 電子的様式及び手段

規則

第 25 条 規則

第 26 条-第 28 条 廃止

経過規定

第 29 条 施行日の定義

第 29.1 条 廃止

第 30 条 先願一出願日あり

第 31 条 先願一出願日なし

第 32 条 登録意匠

第 33 条 規則

簡略名称

第1条 簡略名称

本法律は、「意匠法」と称することができる。

解釈

第2条 定義

本法律において、

「物品」とは、手、道具又は機械によって作られた何らかのものをいう。

「条約」とは、カナダが当事国となる如何なる随時の改正及び改訂も含む、1883年3月20日に締結されたパリ条約をいう。

「同盟国」とは、次のものをいう。

(a) パリ条約に基づいて形成された工業所有権保護のための同盟国、又は

(b) 世界貿易機関協定施行法の第2条(1)に規定する世界貿易機関の加盟国

「意匠」又は「工業意匠」とは、完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであって、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものをいう。

「キット」とは、完成品を作り上げるために組み合わされる完全な又は実質的に完全な数の部品をいう。

「大臣」とは、本法律の適用上、総督により閣僚として指名された、カナダ枢密院顧問官をいう。

「所定の」とは、規則に規定されたという意味であり、手数料については、規則により規定された方法で決定されたものを含む。

「組物」とは、同一の包括的特性を備え、通常共に販売され又は共に使用されることを意図した多数の物品であって、その各個には同一の意匠又はその変形が適用されているものをいう。

「有用物品」とは、ある実用的機能を有する物品をいい、当該物品のひな形も含む。

「実用的機能」とは、物品に関して、単に美術品又は著作物の基質又は担体として役立つのみに止まらない機能をいう。

「類似意匠」とは、同一の物品又は組物に適用した意匠であって、互いに実質的な差異がないものをいう。

第 I 部 意匠

登録

第 3 条 登録簿

(1) 大臣は、所定の情報及び本法に基づいて登録された意匠に関する陳述を含む工業意匠登録簿と称する登録簿を備えさせるものとする。

証拠

(2) 工業意匠登録簿は、その内容の証拠となり、登録簿への記入の謄本は、謄本が大臣、特許庁長官又は庁の幹部職員、事務官若しくは一般職員によって真正の謄本であると認証される場合、記入事項の証拠となる。

受理可能性

(3) (2)に基づいて認証されたとされる謄本は、如何なる法廷においても証拠として受理される。

第 3.1 条 明らかな誤り

大臣は、工業意匠登録簿への記入がなされた後 6 月以内に、当該登録意匠に関する、記入がなされた時点で大臣が所有する書類から明らかである記入における如何なる誤りも訂正することができる。

第 4 条 意匠登録出願

(1) 意匠の所有者は、最初の所有者か又は後の所有者かを問わず、所定の手数料を納付し、かつ、次のものを含む所定の様式で、大臣へ願書を提出することによって、意匠登録を出願することができる。

- (a) 意匠が登録される完成品の名称
- (b) 所定の要件を遵守する意匠の表示、及び
- (c) 所定の情報又は陳述

代替出願人

(2) 出願の時点で他人が所有者であったことが、大臣の納得を得るまで当該意匠の登録前に立証された場合は、所定の諸条件に従うことを条件として、当該出願は、出願人以外の当該他人によって行われたものとみなす。

出願日

(3) カナダにおける出願の出願日は、大臣が所定の書類、情報及び陳述を受領した日又はそれらが相違する日に受領された場合はそれらの日の中で最後の日である。

第 5 条 登録のための出願審査

大臣は、規則に従って、意匠の登録のために各出願を審査するものとする。

第 5.1 条 廃止

第6条 出願の拒絶

(1) 大臣は、意匠が登録可能性を有さないことに納得する場合、意匠登録出願を拒絶し、出願人に通知するものとする。

意匠の登録

(2) 大臣は、意匠が登録可能性を有することに納得する場合、意匠を登録し、当該登録を出願人に通知するものとする。

第7条 登録可能な意匠の条件

意匠は次の場合に登録可能である。

- (a) 出願が本法律に従って出願され
- (b) 意匠が第8.2条の意味において新規であり
- (c) 意匠が出願人又はその前権原者によって創作され
- (d) 意匠が専ら完成品の実用的機能によって支配される特徴のみからなるものではなく、かつ
- (e) 意匠が公序良俗を害するものでない場合

第8条 優先日

(1) 意匠登録出願(本条及び第8.1条において「係属出願」と称する)における意匠の優先日は当該出願の出願日である。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (a) 係属出願が次の者によって出願された場合
 - (i) 係属出願の出願日において、同盟国の市民若しくは国民であり、若しくは居住し、又は同盟国において真正かつ有効な工業上若しくは商業上の事業所を有する者
 - (ii) 同盟国内で若しくは同盟国向けに同一の意匠を開示する意匠登録出願を先に正規に出願した者又はその前権原者
 - (b) 係属出願の出願日が、先に正規にされた出願の出願日後6月以内である場合、及び
 - (c) 出願人が先に正規にされた出願に基づいて係属出願に関して優先権を主張した場合
- 先に正規になされた出願の出願日**

(2) (1)(a)から(c)までに記載された事情において、意匠の優先日は先に正規になされた出願の出願日である。

第8.1条 優先権主張

(1) 第8条の適用上、意匠登録出願人は1以上の先に正規にされた出願に基づいて係属出願の優先権主張を大臣に提出することができる。

要件

(2) 優先権主張は規則に従って行われるものとし、出願人は当該主張の基礎となる先に正規にされた各出願の、出願日、出願国名又は庁名及び出願番号を大臣に提出するものとする。

出願されていないとみなされる主張

(3) 主張が規則に従って行われなかった場合又は出願人が(2)に基づいて要件とされる、先に正規にされた各出願の番号以外の情報を提出しなかった場合は、優先権主張は提出されていないとみなされる。

主張の取下げ

(4) 出願人は、規則に従って、全て又は1以上の先に正規にされた出願についての優先権主張を取り下げることができる。

複数の先に正規になされた出願

(5) 同一の国内で、若しくは同一の国向けに、又は、異なる国内で、若しくは異なる国向けに、2以上の出願が先に正規にされた場合、

(a) 第8条(1)(b)は先に正規にされた出願の最先の出願日を用いて適用されるものとし、かつ

(b) 第8条(2)は優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願の最先の出願日を用いて適用されるものとする。

出願されていないとみなされる先に正規にされた出願

(6) 第8条の適用上、先に正規にされた出願は、次の場合は、未出願とみなされるものとする。

(a) 係属出願の出願日が、先に正規にされた出願の出願日から6月を超えて経過していた場合

(b) 係属出願の出願日の前に、同一の完成品に適用された係属出願における意匠を開示する別の意匠登録出願が、

(i) 先に正規にされた出願を出願した者又はその承継人若しくは前権利者によってなされた場合、及び

(ii) 先に正規にされた出願がされた国内で、又はその国向けに出願された場合、並びに

(c) (b)にいう別の出願の出願日に、又は2以上のそのような別の出願があるならばそれらの出願日の最先の日に、先に正規にされた出願が、

(i) 公衆の利用に供されることなく、かつ、如何なる権利も残存せず、取り下げられ、放棄され、又は拒絶された場合、及び

(ii) カナダを含む如何なる国においても優先権主張の基礎として機能しない場合

第8.2条 新規な意匠

(1) 意匠登録出願における意匠は、意匠が登録される完成品と同一又は類似する完成品に適用される同一の意匠又は実質的に差異がない意匠が、次の場合は、新規となる。

(a) 出願における意匠の優先日前12月より前に、カナダ又は外国において公衆の利用に供される方法で次の者によって開示されていない場合、

(i) 出願を出願した者

(ii) その者の前権利者、又は

(iii) 出願における意匠の知識を、出願を出願した者若しくはその前権利者から直接若しくは間接に入手した者

(b) 如何なる他人によっても、(a)にいう優先日前に、カナダ又は外国において公衆の利用に供される方法で開示されていない場合、及び

(c) 規則に従うことを条件として、その優先日が(a)にいう優先日前であるカナダにおける意匠登録出願において開示されていない場合

出願されていないとみなされる出願

(2) (1)(c)の適用上、同号にいう出願は、第8.3条に基づいて公衆の利用に供されるようになった日及び当該出願における意匠が登録された日の何れか早い方の日より前に取り下げら

れた場合、未出願とみなされる。

第 8.3 条 公衆の利用に供される出願及び書類

(1) 大臣は、所定の日、意匠登録出願並びに当該出願及び当該意匠登録に関する大臣が所有するすべての書類を公衆の利用に供するものとする。

非開示

(2) 出願人又は登録所有者の同意がある場合を除き、大臣は、(1)にいう所定の日前に意匠登録出願及び当該出願又は当該意匠登録に関する情報又は書類の開示を拒絶するものとする。

制限

(3) (1)にいう所定の日、意匠登録日及び登録出願の出願日後又は優先権主張が当該出願に関してなされた場合は優先権主張の基礎となる先に正規にされた出願の最先の出願日後 30 月の何れか遅い方よりも遅くならないものとする。

主張の取下げ

(4) 優先権主張が所定の日以前に取り下げられた場合、(3)の適用上及び取り下げられた範囲で、その主張はなされなかったものとみなされるものとする。

取り下げられた出願

(5) 意匠登録出願が規則に従って所定の日以前に取り下げられた場合、大臣は、(1)にいう出願及び書類を公衆の利用に供してはならず、かつ、出願及び書類並びにそれらに関する情報を開示することを拒絶するものとする。

所定の日

(6) (4)又は(5)にいう所定の日、(1)にいう所定の日よりも遅くならないものとする。

排他権

第9条 排他権

意匠登録は、無効であることが証明されない限り、意匠についての排他権を所有者に与える。

第10条 排他権の存続期間

(1) (3)に従うことを条件として、排他権の存続期間についての限定期間は、

(a) 意匠登録日及び第8.3条(1)にいう意匠登録出願が公衆の利用に供される所定の日の何れか遅い方に始まり、かつ

(b) 意匠登録日後10年の終了時及び出願の出願日後15年の終了時の何れか遅い方に終了する。

維持手数料

(2) 意匠の所有者は、当該意匠の登録によって与えられた排他権を維持するため、所定の期間について所定の手数料を特許庁長官に納付しなければならない。

期間の満了

(3) (2)に基づいて納付を要する手数料が規則によって規定された期間内に納付されない場合は、排他権の期間についての限定期間は、当該規定された期間の終了時に満了したものとみなす。

第11条 ライセンスを受けない意匠の実施

(1) 排他権の存続期間中、何人も、当該意匠の所有者のライセンスなしに次のことをしてはならない。

(a) 意匠が登録されており、かつ、当該意匠又はそれと実質的に差異のない意匠が適用された物品について、取引若しくは営業のため製造し、輸入し又は販売し若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のため申出し若しくは展示すること、又は

(b) キットから組み立てられる物品について行えば侵害を構成することになる(a)に規定の行為をキットについて行うこと

実質的な相違

(2) (1)の適用上、相違点を実質的なものか否かを審理するに当たっては登録意匠が以前に公開された意匠と相違する程度を斟酌することができる。

第11.1条 保護に対する制限

本法律によって与えられる保護は、有用物品に適用されるが専ら物品の実用的機能によって支配される特徴又は製造若しくは組立てについての何らかの方法若しくは原理には一切及ばないものとする。

所有権

第12条 最初の所有者

(1) 意匠の創作者は、当該意匠の最初の所有者である。ただし、当該創作者が合法的かつ有価の約因により他人のために当該意匠を制作した場合はこの限りでなく、この場合は当該他人が最初の所有者となる。

取得権利

(2) 当該所有権に対する他人の権利は、当該他人が取得している権利の範囲にのみ及ぶものとする。

移転

第13条 移転可能な意匠

(1) 何れの意匠も、登録済か又は未登録かを問わず、全体又は一部を移転可能である。

出願移転の記録

(2) 大臣は、規則に従うことを条件として、出願人の請求に基づいて、又は大臣に納得のいく移転の証拠の受領によって、出願の被移転者の請求に基づいて、意匠登録出願の移転を記録するものとする。

意匠の移転登録

(3) 大臣は、規則に従うことを条件として、登録所有者の請求に基づいて、又は大臣に納得のいく移転の証拠の受領によって、意匠の被移転者の請求に基づいて、如何なる登録意匠の移転も登録するものとする。

無効な移転

(4) 登録されていない登録意匠の移転は、後の被移転者への移転が登録された場合、後の被移転者に対して無効である。

記録又は登録の削除

(5) 大臣は、移転が記録又は登録されるべきではなかったと大臣に納得のいく証拠の受領によって、意匠登録出願の移転又は登録意匠の移転の記録又は登録を削除するものとする。

制限

(6) 大臣は、移転者が他人に先に登録意匠を移転していたという理由のみで登録意匠の移転登録を削除する権限を有さない。

第14条 廃止

侵害訴訟

第 15 条 所有者又はライセンシーによる訴訟

(1) 排他権の侵害に係わる訴訟については、意匠の所有者又は当該意匠の所有者とライセンシーとの間の契約に従うことを条件として、当該意匠に係る排他的ライセンシーが、裁判管轄権を有する如何なる裁判所にも提訴することができる。

所有者の原告適格性

(2) 意匠の所有者は、排他権の侵害に関する訴訟の当事者になり、又は当事者にされるものとする。

第 15.1 条 裁判所の救済付与権

第 15 条に基づく訴訟審理において、裁判所は事情に応じた命令を出すことができる。これには、差止及び損害賠償若しくは喪失利益の回収による救済命令、懲罰的損害賠償命令、並びに侵害された物品若しくはキットの処分命令も含まれる。

第 15.2 条 競合裁判管轄権

連邦裁判所は、次に関して審理し、かつ、判決を下す競合裁判管轄権を有する。

- (a) 排他権の侵害に係わる訴訟、及び
- (b) 意匠権又は意匠に係わる何らかの権利に関する係争事案

第 16 条 廃止

第 17 条 抗弁

(1) 第 15 条に基づく訴訟審理において、被告が訴訟対象行為の時点では当該意匠が登録されていることを関知せず、かつ、推測する合理的事由もなかった旨を立証した場合は、裁判所は差止命令以外の救済方法を裁定してはならない。

例外

(2) 円の中の大文字「D」及び意匠の所有者の名称又は普通略称が次のものの上に表示されていたことを原告が立証した場合は、(1)は適用しない。

- (a) 意匠登録に係わる物品であり、かつ、告訴対象行為前に意匠の所有者によって又はその同意を得てカナダにおいて頒布されたものの全部又は実質的に全部、又は
- (b) それら物品に付随するラベル若しくは包装

所有者

(3) (2)の適用上、意匠の所有者とは物品、ラベル又は包装に表示がされた時点での意匠の所有者とする。

第 18 条 出訴期限

侵害に関する訴訟提起 3 年前に先立つ侵害行為については、救済を一切裁定することができない。

第 II 部 通則

第 19 条 廃止

第 20 条 廃止

期間の延長

第 21 条 期間延長

(1) 如何なる事柄を行うためにも本法律に基づいて定められた期間が所定の日又は大臣によって指定された日に終了する場合、当該期間は所定の日又は指定された日ではない次の日まで延長される。

日を指定する権限

(2) 大臣は予期しない事情のために、かつ、大臣がそのようにすることが公衆の利益にかなうと納得する場合、(1)の適用上如何なる日も指定できる。日が指定されたとき、大臣はカナダ知的財産局のウェブサイト上で当該事実を公衆に知らせるものとする。

更正及び変更に関する手続

第 22 条 連邦裁判所は記入を更正することができる

(1) 司法長官の情報に基づいて、又は十分な事由のない工業意匠登録簿への記入脱落若しくは十分な理由のない同登録簿への記入によって権利を侵害された者による訴訟時に、連邦裁判所は、同裁判所の適当と認めるところに従い登録簿への記入、記入抹消若しくは記入変更の命令を発し、又は当該申請を却下することができる。

費用

(2) 何れの場合も、連邦裁判所は、訴訟手続に係わる費用に関して同裁判所の適当と認めるところに従い命令を発することができる。

判決される問題

(3) 連邦裁判所は、本条に基づく訴訟手続において、登録簿更正のために決定することが必要又は便宜である問題を判決することができる。

裁判管轄権

(4) 連邦裁判所は本条に基づく訴訟を審理し、かつ、判決を下す専属裁判管轄権を有する。

第 23 条 意匠変更の申請

(1) 登録工業意匠の登録所有者は、本質的でない事項について工業意匠への付加又はその変更を行うことの許可を連邦裁判所に申請することができ、同裁判所は、それが適当と認める条件で許可を拒絶し又は付与することができる。

大臣への通知

(2) 工業意匠への付加又は変更の許可を求めようとする本条に基づく連邦裁判所への申請については、大臣へこれを通知しなければならない、また大臣は、当該申請について審理することができる。

第 24 条 登録簿の更正

工業意匠登録簿への記入、記入抹消若しくは記入変更、又は登録工業意匠への付加若しくは変更を命じる連邦裁判所の命令についての認証謄本は、同裁判所の書記官が大臣へ伝達しなければならない、登録簿は、その時点で、場合により適宜、当該命令又は命令の趣旨を遵守するように更正若しくは変更され、又は適法に記入されるものとする。

電子的様式及び手段

第 24.1 条 電子的様式及び手段

(1) 規則に従うことを条件として、本法律に基づいて大臣又は特許庁長官へ提出される如何なる書類、情報又は手数料は、大臣又は特許庁長官によって指定される電子的様式で及び電子的手段によって提出できる。

収集、保存など

(2) 規則に従うことを条件として、大臣及び特許庁長官は、書類又は情報を作成し、収集し、受領し、保存し、移転し、分配し、公開し、認証し、又は別の形で取り扱うために電子的手段を使用できる。

電子的の定義

(3) 本条において、様式又は手段に関連して、電子的とは、光学的、磁氣的及びその他の同様の様式又は手段を含む。

規則

規則

第 25 条 総督は、次に関する規則を制定することができる。

- (a) 意匠の権原を規制すること
- (b) 意匠登録出願の様式及び内容に関する事、以下を含む
 - (i) 完成品の名付け方法
 - (ii) 完成品の全部又は一部の形状、輪郭、模様又は装飾の特徴の特定方法、及び
 - (iii) 出願が、完成品における、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断される、形状、輪郭、模様若しくは装飾の一部の特徴のみ又は完成品の一部である特徴の一部若しくは全部にのみ関連することを特定する方法
- (b.1) 出願が放棄されたとみなされる事情及びそれらが回復される事情を含む、意匠登録出願の手續と審査に関する事
- (b.2) 第 8.2 条(1)(c)が、第 8.2 条(1)(a)(i)又は(ii)にいう者によってカナダで出願された意匠登録出願において開示された意匠に関して適用されない事情に関する事
- (b.3) 意匠登録出願の取下げに関する事並びに第 8.3 条(4)及び(5)の適用上、優先権主張又は意匠登録出願がそれ以前に取り下げられる期日又は期日の決定方法を規定すること
- (c) 手数料の納付及びそれらの手数料の額に関する事
- (d) 本法律に基づいて納付された手数料の還付に関する事
 - (d.1) 事情が正当化すると大臣が納得する場合、所定の期限及び条件に従うことを条件として、手数料の納付を大臣が免除することを許可すること
- (e) 意匠の組物及び類似意匠の登録に関する事
 - (e.1) 大臣又は特許庁長官に対して提出された書類における明らかな誤りの訂正に関する事、次のものを含む、
 - (i) 明らかな誤りを構成するものの判断、及び
 - (ii) 訂正の効果
 - (f) 優先権主張に関する事、次のものを含む、
 - (i) 優先権が主張される期間
 - (ii) 優先権主張の確証として提出を要する情報及び書類
 - (iii) 情報及び書類が提出される期間
 - (iv) 優先権主張の取下げ、及び
 - (v) 優先権主張又はその確証として提出する情報若しくは書類の訂正及び第 8.3 条の出願の訂正の効果
- (g) 登録証に関する事
 - (g.1) 意匠に関する書類の記録に関する事
 - (g.2) 意匠登録出願又は登録意匠の移転の記録又は登録に関する事
 - (g.3) 大臣又は特許庁長官によって受領されたとみなされる時点を含む、電子的様式における及び電子的手段による事を含む、書類及び情報の大臣又は特許庁長官への提供に関する事
 - (g.4) 第 24.1 条(2)の適用上、電子的手段の使用に関する事
 - (g.5) 大臣又は特許庁長官とその他の者との間の通信に関する事

(g. 6) 本法律の如何なる事項に拘らず，カナダが当事国となる如何なる随時の改正及び改訂も含む，1999年7月2日にジュネーブで採択された，工業意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定を履行することについて，並びに

(h) 本法律に基づいて規定されるべきその他の事柄，並びに本法律の目的及び条項の履行について一般的に規定すること

第26条—第28条 廃止

経過規定

第 29 条 施行日の定義

第 30 条から第 32 条までにおいて、施行日とは、経済行動計画 2014 年法第 2 号の第 104 条 (2) が施行される日をいう。

第 29.1 条 廃止

第 30 条 先願 - 出願日あり

その出願日が、施行日直前に有効な本法律に基づいて決定され、施行日前である意匠登録出願は、次に従って取り扱われ、かつ、処理されるものとする。

- (a) 施行日直前に有効な第 5 条、第 13 条及び第 20 条以外の本法律の規定、並びに
- (b) 第 5 条、第 13 条、第 21 条及び第 24.1 条

第 31 条 先願 - 出願日なし

施行日前に出願され、かつ、当該日に施行日直前に有効な本法律に基づいて決定される出願日を有さない意匠登録出願は、未出願とみなされるものとする。

第 32 条 登録意匠

施行日前に登録された意匠に関して、又は、その出願日が施行日直前に有効な本法律に基づいて決定され、施行日前である出願に基づいて施行日以後に登録された意匠に関して、施行日以後に発生する如何なる事項も次に従って取り扱われ、かつ、処理されるものとする。

- (a) 施行日直前に有効な第 3 条、第 13 条及び第 20 条以外の本法律の規定、並びに
- (b) 第 3 条、第 3.1 条、第 13 条、第 21 条及び第 24.1 条

第 33 条 規則

厳密には、第 25 条に基づいて作成された規則は、規則が別段規定しない限り、第 30 条にいう出願及び第 32 条にいう意匠に適用される。